

# 知行地における年貢収納の一事例

- 深見村領主坂本氏の場合 -

鈴木邦男



## はじめに

本稿は上野・常陸・相模の三国に一七〇〇石余を知行する旗本坂本氏(本家)を取り上げ、主に宝暦以降の深見村における年貢収納の実態を明らかにすることを通して、旗本領年貢の特質を解明するための一資料を提供しようとするものである。

旗本及び知行地に関する研究については、戦前における野村兼太郎・本庄栄治郎氏などによる先駆的な諸業績があり<sup>(1)</sup>、戦後はこれらの成果を継承発展する方向ですぐれた諸研究が行われてきた。その研究視角は大きくわけて二つの方向がある。

一方は、鈴木寿『旗本領の構造』(「歴史学研究」二〇八号)等に代表されるような、分限帳分析などによる“数量的総体的研究”<sup>(2)</sup>の方向であり、他方は川村優・海保四郎『旗本領の性格』(「九十九里史学」一号)等に代表される個別旗本の“微細研究”<sup>(3)</sup>の方向である。

しかし、旗本領の分散知行形態という特殊性や、それにとまなう資料所在の分散、あるいは現存する旗本側の文書が藩政文書と比較して極端に少ないという資料的制約等により、旗本領研究の重要性が従来より指摘されているにも拘らず、いまだ旗本及び旗本領に関する研究は不十分といわざるを得ない。したがって今後旗本支配と知行地の諸問題を究明するにあたっては、まず旗本領に関する基礎的・具体的な研究の蓄積が不可欠であるといえる。以下深見村の年貢関係資料を中心として若干の検討を試みたい。

## 一．所領構成とその概要

天正十九年(一五九一)五月に徳川家康から旗本坂本貞吉宛に一通の知行宛行状(『大和市史』四巻近世資料編所収、以下『資料編』と略す)が発給されている。その際に与えられた「相模国東郡於深見郷之内三百四拾石」が、本稿で取り上げる深見村である。その後正保三年(一六四六)に全所領五七〇石余の内二〇〇石余を弟百助貞政(以下分家と表す)に分知し、本村も重治支配の本家領一八七石・分家領一八七石に二分され、以後幕末に至るまで両家の支配が継続する。

将軍綱吉の治世である天和二年(一六八二)十月に坂本重治が寺社奉行に就任し、一万石を拝領して坂本氏の全盛期を迎えるが、五年後の貞享四年(一六八七)五月には「寺社奉行坂本内記重治・本多淡路守忠周、奉職無状を以て職奪われ、逼塞」(内藤耻叟『徳川十五代史』)を命ぜられている。以後元禄六年(一六九三)十二月に二二〇〇石の内五〇〇石を弟久之丞治之に分知し、本家分の知行高は幕末まで一七〇〇石余で固定する。

次に所領構成と知行高について見ると表 - 1 のようになる。この表でわかるように、八ヶ村すべてが相給知行形態となっている。宛行年代は、深見村が前述のように天正十九年五月と最も古く坂本氏の本貫である。ついで寛永十年(一六三三)二月には常陸国信太郡内三ヶ村が宛行われる。これは、幕府が大番・小姓番・書院番士の旗本を対象にして行ったいわゆる寛永地方直しの結果与えられたものである。延宝八年(一六八 )七月の同国鹿島郡上幡木村に続いて、二年後の天和二年(一六八二)四月には上野国内三ヶ村が宛行われている。

現在のところ、常州四ヶ村については具体的な村況を知ることができないが、上州三ヶ村と深見村については若干の資料があるので、簡単に触れておくことにする。

境野村(群馬県桐生市) 村高は六八六石余で、渡良瀬川と桐生川に狭まれた扇状地上に位置しており、永禄年間に村が設定されたと言われる。地味は「白色砂礫多シ、稲梁二適セス、桑二可ナリ」(『山田郡村志』)とあり、稲作等には不適であることがわかる。またこの村は桐生織物・生糸の生産地帯に位置している。

東金井村(群馬県太田市) 村高は一〇九二石余で、渡良瀬川をはさんで境野村の対岸に位置する村である。地味は「其色灰白・其質佳ナリ、諸種二宜シ、水利便ナリ」(『山田郡村志』)とある。田畑反別は宝暦十二年(一七六二)「午年免定之事」

(『資料編』所収)によると、坂本氏知行分反別二三町五反八畝六歩の内、田方九町八反八畝一七歩・畑方一三町六反九畝一九歩である。

表 - 1 安政6年正月 坂本氏総知行高及び年貢高

村名	知行高	給数	年貢米納高	年貢金納高	宛行年代
深見村 (相州高座郡)	石斗升合 255.444	2	石斗升合 64.208	兩分朱 金 36 1 2 銀 3 匁1分4厘	天正 19年.5月
東金井村 (上州山田郡)	292.100	3	59.600	金 20. 0 0 銀 8 0	天和 2年 4月
境野村 (同州・同郡)	235.852	3	44.2836	金 22. 3 2 銀 5. 5 3	天和 2年 4月
上田沢村 (同州勢多郡)	472.048	2	3.391	金 85. 1 2 銀 3. 6 5	天和 2年 4月
上幡木村 (常州鹿島郡)	400.000	4	100.200	金 7. 3 0	延宝 8年 7月
本橋村 (同州信太郡)	115.000 (90.847)	2	12.000	金 8. 2 2 銀 6. 3 6	寛永 10年 2月
山王村 (同州・同郡)	(17.557)	4			寛永 10年 2月
八井田村 (同州・同郡)	(6.596)	3			寛永 10年 2月
合計	1.770.444		283.6826	金 181. 0 0 銀 16 . 4 8	

・安政6年正月「坂本兵部様御拝領高井物成覚」(小林博昭氏蔵・『資料編』)所収より作成。

ただしこの文書では山王村・八井田村の高が本橋村に合算されている。そのため三村の村高は( )を付して木村礎校訂『旧高旧領取調帳』で補った。

上田沢村(群馬県勢多郡黒保根村) 村高は九五九石余で、山田郡内の二ヵ村からおよそ二〇キロメートル程北の渡良瀬川の一支流沿いにあり、赤城山麓(ろく)に位置する山間の村である。

深見村 村高は四五二石余で、相模野台地の東縁を流れる境川西岸に位置し、北は矢倉沢街道の継立場である高座郡下鶴間村、西は同郡上草柳・下草柳村、南は同郡上和田村(以上現大和市)、東は鎌倉郡瀬谷村(現横浜市)に接している。村内の浄土宗仏導寺には坂本貞吉の墓などがあり、また『新編相模国風土記埒』によると、村内に一二〇〇坪程の坂本氏の屋敷があったと伝えられている。一般的には寛永二年(一六二五)三月に旗本に対する江戸への屋敷割当てが行われるのを契機として、知行地にある屋敷から江戸へ引き上げることになるが、坂本氏の場合いつまで本村に屋敷が存在したかは不明である。

本村は石高でこそ八ヵ村中五位であるものの、このように領主との結びつきにおいては最も緊密な知行地ということがいえる。

寛政二年(一七九〇)の年貢割付状によって、本家分の耕地の内訳を見ると次のようになる。

深見村本地一六五石三斗 同新開五二石九斗七升  
草柳村本地二一石七斗 同新開七石八斗九升四合

本地とあるのは天和三年総検地で確認された耕地のことである。

なお、この年貢割付状には草柳村分が別記載されていることについて一言触れておく必要がある。詳細は『資料編』の深見村解説を参照されたいが、これは上草柳村・下草柳村のことではなく、深見村内の小名である。上・下草柳村には含まれているために中草柳という表現も見られる。年貢皆済目録では一括記載であるが、割付状ではこのように別記載されている。

田畑反別は、深見本地が田方一一町五畝一五歩・畑方一五町二反で、田の占める割合は約四二パーセントであり、草柳本地の場合は田方二町二畝一八歩・畑方二町九畝一二歩で、田の割合は約五〇パーセントとなる。本地に関してはやや畑がちであると言えるが、新開は相模野台地上を開墾したものですべて畑であるため、全耕地を総計すると田の占める割合はわずか一六パーセントにすぎない。

次に各知行地の年貢高について見ておくことにする。表 - 1でわかるように、安政六年(一八五九)現在の坂本氏総知行高一七七〇石余に対する収納年貢の合計は、米二八三石六斗余、金一八一両・銀一六匁余となり、この収入が坂本氏の財政を賄う主要な基盤となっている。この合計の中に占める深見村年貢の割合は、田方米納高で約二三パーセント・畑方永納高で約二〇パーセントとなっている。<sup>(4)</sup>したがってわずかに二〇パーセント程を占めるにすぎない深見村の年貢収納の実体を検討することのみで、知行地全体の問題をただちに推測することは困難であることは当然である。

このように知行地を概観してみると、上幡木村のように極端に田がちの村もあり、上田沢村のような畑がちの村もある。さらに境野村は前述したように桐生織物生産地帯に位置し、村内及び近在に生糸・織物の生産流通に関係する者が多くいることなど、自然的条件や社会経済的条件の異なる村々の集合であることがわかる。

したがって本稿の場合は深見村一村に関する分析であることを改めてお断りして、次に年貢収納の実態について見ていくことにする。

## 二．年貢収納の実態

ここでは宝暦二年(一七五二)から天明七年(一七八七)までの三六年間(ただし現存する文書は二七年分)の年貢割付状及び、天明七年から弘化元年(一八四四)までの五八年間の年貢皆済目録<sup>(5)</sup>を中心として、深見村の年貢収納の実態について検討する。

言うまでもなく年貢割付状は徴税令書の性格を持つもので、その年の年貢納入額や期限等を定めており、領主から村へ宛てて出されるものである。したがって割付けられた年貢高はこの資料によって判明するが、具体的な納入経過や内訳などについて知ることはできない。これに対して年貢皆済目録は、年貢を完納した際に年貢小手形と引替えに領主が村に与える年貢領収明細証である。これにより具体的な収納年貢の内訳などを知ることができる。

本村の年貢収納は、田畑各等級別に一反ごとの租額(反米・反永)を決定し、それに反別を乗じた額を年貢として徴収する方法がとられている。

表 - 2は享保十九年(一七三四)・元文三年(一七三八)・宝暦七年(一七五七)・明和元年(一七六四)・天明元年(一七八一)・寛政九年(一七九七)の年貢割付状(『資料編』所収)から深見本地の反米・反永を抜粋したものである。

表 - 2 深見本地の反米反永の変化

反米反永		(1734)	(1738)	(1757)	(1764)	(1781)	(1797)
		享保19	元文3	宝暦7	明和元	天明元	寛政9
		斗升					
田方	上々田	7.3	7.4	6.	6.	6.	6.
	上田	7.	7.1	5.7	5.7	5.7	5.7
	中田	6.5	6.6	5.4	5.4	5.4	5.4
	下田	6.1	6.2	5.1	5.1	5.1	5.1
	下々田	5.8	5.9	4.8	4.8	4.8	4.8
		文					
畑方	上々畑		96	104	104	104	104
	上畑	79	88	96	96	96	96
	中畑	75	84	92	92	90	92
	下畑	71	80	88	88	88	88
	下々畑	51	60	63	63	63	63
	屋敷	150	150	150	150	150	150
		石斗升合					
田方米割付高		米 44.709	69.849	55.100	66.664	66.664	65.948
		貫文					分
畑方米割付高		永 22.875	27.814	30.670	31.687	31.592	31.937.1

・各年の年貢割付状より作成

まず田方の反米について見ると、享保・元文期が宝暦以降と比較して一反あたり一斗四升～一斗一升ほど高い。宝暦七年以降は寛政九年に至るまで変化なく一定の反米となっている。総米割付高の推移も同様の傾向を示し、元文三年の六九石八斗四升九合を頂点に、宝暦以降はほぼ六六石台前後となっている。田方年貢に関する増徴の意図は反米の上昇という形で表され、それが総割付高の増加となって享保・

元文期にひとまず頂点をむかえる。ただし享保十九年は水損のために田方米割付高が低くなっている。

畑方年貢の反永を見ると、享保十九年から元文三年までの四年間に一反あたり永九文の増加が見られる。さらに一十九年後の宝暦七年までに反永八文が増加されており、それ以降は変化が見られない。総永割付高を見ても元文三年の永二七貫八一四文から宝暦以降には永三一貫五～六〇〇文台に増加している。この間天明元年までは畑面積に変化がないので、もっぱら反永増が畑方年貢割付高の漸増となって表れたといえる。

つまり田方反米及び割付高は、享保・元文期までにほぼその頂点に達し、以後その水準を維持できずに、宝暦以降は反米にして一斗四升～一斗一升、割付高で約三石ほど低く固定されたこと、畑方年貢は享保・元文期から宝暦年間に至る間に、反永及び割付高が頂点に達し、以後その水準を維持したまま大きな変化がないことを見てきた。

次に宝暦以降について具体的な検討にはிரいたい。

表 - 3は宝暦二年(一七五二)から弘化元年(一八四四)までの年貢割付高の変化を表したものである。

田方について見ると、宝暦二年から明和二年(一七六五)までの一四年間は、宝暦七年(一七五七)の水損引一一石を除いて割付高は一定している。明和三年(一七六六)水入・風損をはじめとして明和八年までは連年の不作となり、割付高の減少を招いている。ついで天明三年(一七八三)の田作不作及び天明六年の大凶作(この時の田方収納率が約三六パーセント)を契機として、翌天明七年(一七八七)以降の割付高はほぼ一定する。天明七年以降の具体的な数値をあげると、寛政三年(一七九一)までが米六六石六斗六升四合、以後は六五石九斗四升八合で固定している。

畑方も田方とほぼ同様の傾向を示すが、以下この点を具体的に見ていくことにする。まず宝暦二年から明和元年(一七六四)までは割付高が一定し、明和二年(一七六五)からは畑方旱損をはじめとして安永元年(一七八九)までは連年の畑方不作となる。天明六年大凶作(畑方収納率が約六六パーセント)を契機に、天明七年以降若干の変化はあるもののほぼ一定を保つ。具体的に天明七年以降の変化について見ると、文化四年(一八〇七)までの割付高は永三五貫八九五文五分(畑年貢永三一貫九三七文の他に林地受負分その他を含む)であり、のち漸増して文化十年(一八一三)以降は永三六貫一七七文三分八厘で、以後変化はない。なおこの漸増の原因は、すべて地頭林の村方払下げによるものである。



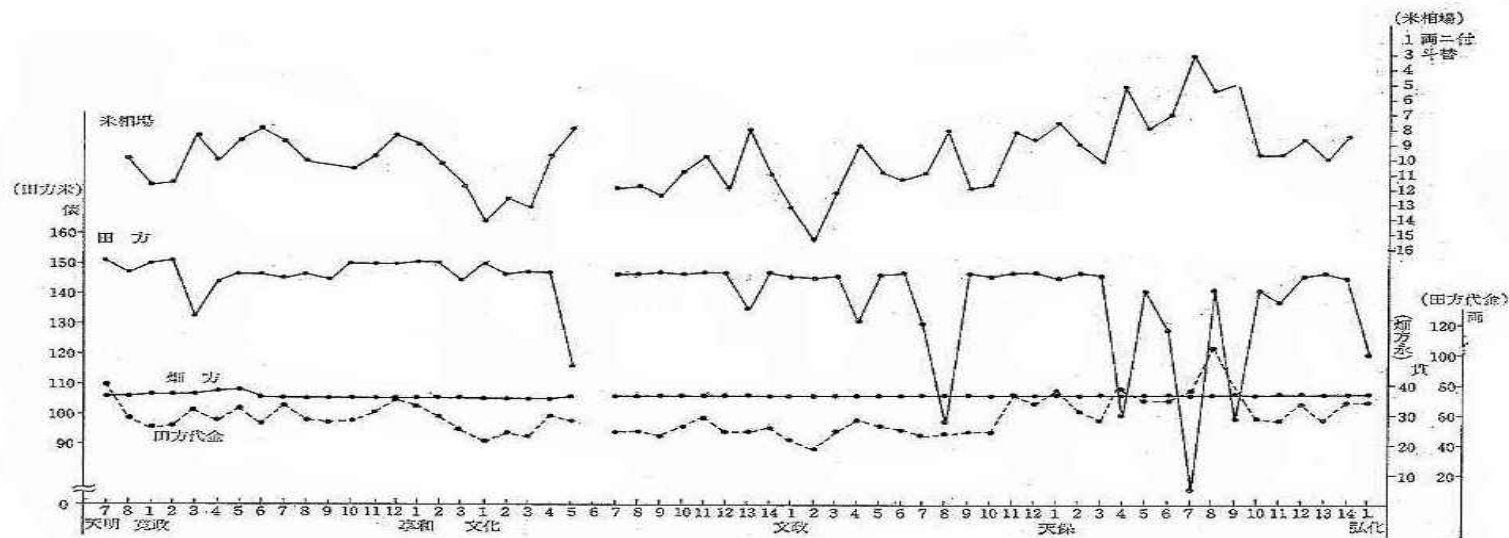


表 - 4 年貢収納高及び米相場の変化

- ・年貢皆済目録より作成。
- ・1俵 米3斗8升入。
- ・「田方代金」は田方納米を金に換算した金額。

畑方も田方とほぼ同様の傾向を示すが、以下この点を具体的に見ていくことにする。まず宝暦二年から明和元年(一七六四)までは割付高が一定し、明和二年(一七六五)からは畑方旱損をはじめとして安永元年(一七八九)までは連年の畑方不作となる。天明六年大凶作(畑方収納率が約六六パーセント)を契機に、天明七年以降若干の変化はあるもののほぼ一定を保つ。

具体的に天明七年以降の変化について見ると、文化四年(一八〇七)までの割付高は永三五貫八九五文五分(畑年貫永三一貫九三七文の他に林地受負分その他を含む)であり、のち漸増して文化十年(一八一三)以降は永三六貫一七七文三分八厘で、以後変化はない。なおこの漸増の原因は、すべて地頭林の村方払下げによるものである。

このように、割付高から見る限り年貢増徴・高免維持を目指す領主の意図は、田方が享保・元文期よりわずかに低く固定されたものの、天明七年以降は田畑共に明和・天明期の割付高の不安定から脱して、ほぼ一定の割付高を維持したように見える。

次に年貢皆済目録によって作成した表 - 4により、天明七年(一七八七)から弘化元年(一八四四)までの実納高を見ることにしよう。

畑方については、天明七年から弘化元年までは割付高通りの収納が行われている。その納高は永三六貫一七七文三分八厘、金に直して金三六両一分・銀一〇匁六分四厘である(天保十四年の場合)。この期間中は凶作の有無にかかわらず、畑方の引米はまったく行われず一定した収納状態が維持されている。

田方の場合は畑方とは様相が異なり、収納高には若干の変動が見られる。まず天明七年から天保三年(一八三二)までの四五年間には、凶作による五回程の大きな引米があるが、それ以外は大概一四五俵～一五〇俵＝高に直して五五～五七石の収納(ただし公用・村用出費を差引いた実納高)が維持されており、比較的安定した徴収が実現されているといえる。

しかし天保四年以降になると、度重なる凶作によって短期間に大きな変動が見られるようになる。天保四年の公用・村用引後の収納高は九九俵＝三七石六斗余となり、天保七年(一八三六)には近世を通じて最大の引米が行われた。

## 覚

当申年村方不作ニ付、思召ヲ以田方御物成半毛ニ被仰付侯もの也、

天保七<sub>申</sub>年十月

地頭所役所

相州深見村

名 主

組 頭共

惣 百 姓

(深見 小林博昭氏蔵)

この文書は、天保七年田方年貢の五〇パーセント免除を深見村に申渡したものである。(『資料編』所収) 収納高は六〇俵 = 二二石八斗余に落ち込んでいる。天保九年(一八三八)には、同四年と同じく九九俵 = 三七石六斗余の収納高となり、主に凶作などの自然条件の悪化によって、天保四年以降はやや不安定な年貢収約状態となっている。<sup>(6)</sup>

しかし天保四年・同七年・同九年凶作の各翌年には、年貢収納高がほぼ平年の水準近くまで復しており、土地関係資料を見た限りでも恒常的な耕地の荒廃化に結びつくことはなかったようである。

ただし田方年貢は米そのもので収納するのではなく、年貢米を時時の米相場によって売却した金銭で納入するため、年貢米が凶作等により減少しても、収納金額上は必ずしも減額とならない場合がある。たとえば、さきに見た天保七年大凶作時の年貢米は二二石八斗余であったが、この年の米相場を見ると、金一両について米三斗一替である。したがって田方年貢金は七七両二分余となり、年貢金高で見ると、分析対象の五六年間の内では天保八年・同九年・天明七年について第四位の年貢金高となっている。反対に作柄は平年作であった文政二年は、一両につき一石五斗五升替という米価下落によって、田方年貢代金がわずか三七両二分余という最低の年貢金高となっている。つまりある地方が凶作になった場合は、それが米相場に何らかの影響を与えることになり、表 - 4 に則して見ても、田方年貢納入高が落ち込んでいる年には、ほぼ例外なく米相場が上昇していることがわかる。そのために、割付けられた納米高(表 - 4 の「田方」)が、実際に納めた金額(同表「田方代金」)が平行して推移しない場合があり得る。このことについては、幕府の公定米相場と地方の米相場との関連などを含め、詳細な検討は後日を待たなくてはならない。

結局これまで見てきたことをまとめると、田方年貢割付高は、享保・元文期に頂点に達したが、この水準を維持することができずに、宝暦以降は反米で一斗四升～一斗一升、総収納高で約三石ほど低く固定されたこと。さらに明和三年(一七六六)の水入・風損による不作を契機として、天明六年(一七八六)大凶作に至るまでは割付高が不安定な状態となり、翌同七年以降はふたたび一定となること。年貢皆済目録により、ほぼ一定していた収納高が天保期に不安定な状態に陥ることなどを見てきた。

畑方については、享保十九年(一七三四)から宝暦七年(一七五七)までに反永にして一八文の増加をみており、以後はこの反永で固定されたこと。年貢割付高は明和期には不作による減少が続いたが、天明七年以降はほぼ一定していること。年貢皆済目録によって年貢実納高を見ると、割付高の示す傾向と同様に天明七年以降は豊凶に拘らず一定の収納が行われていることなどを見てきた。

このように年貢収奪の強化による収入増が行い得ない領主は、新たな金銭調達の方法をいかなる手段に求めたであろうか。次にそれを探ってみたい。

### 三．年貢先約と御用金賦課

御用金とは、この場合旗本が知行地内の特定の個人あるいは知行地全体に対して、割り当てた臨時・不定期の賦課金をいう。

預り申金子之事

合金式百六拾両者 但江戸新吹小判也

百拾両者 申・亥両度借用返済残

内

百五拾両者 今度御婚礼ニ付御用金

右之金子為御用金預り申所実正也、返済之儀者当暮 来ル辰迄壹ヶ年式拾六両宛拾ヶ年ニ相済可申候、為後日仍如件、

享保十二年丁未三月

川口七郎右衛門印

服部兵助印

相州深見村

源内殿(深見 小林博昭氏蔵)

この文書は、享保十二年(一七二七)に坂本氏用人川口・服部の両名が深見村源内より御用金二六〇両を借用し、一〇ヵ年賦による返済を約束した証文である。文書中に「百拾両者申・亥両度借用返済残」とあるが、これによって享保元年(一七一六)・同四年(一七一九)の御用金賦課の事実を確認することができる。なお文書で確認できる限りでは、享保元年が本村における御用金賦課の上限である。

この金二六〇両をはじめとして、小林源内家<sup>(7)</sup>に対して賦課された御用金をまとめると、表 - 5 のようになる。

表 - 5 源内方負担御用金額

出 金 年 次	金 額	備 考
	両 分	
享 保 5 . 7	金 9 .	但久之丞分
" 5 . 8	6 .	
" 6 . 11	10 .	
" 12 . 3	260 .	
元 文 3 . 8	5 . 1 銀 5 匁	
" 3 . 12	19 . 3 3	
" 4 . 3	10 .	
寛 永 2 . 正	4 . 1 10	
" 4 . 正	200	
合 計	金 524両 2分 3朱	

文政13年11月「源内古代御用金?沖野地所大野地所書抜帳」(小林博昭氏蔵)より作成。

この表から、享保五年(一七二〇)から寛延四年(一七五一)までの二八年間に源内家が負担した御用金額九口の合計は金五二四両二分三朱にのぼっていることがわかる。この返済については「此内少々八相済」とあるだけで、大部分は未返済である。

このように金子調達の手段の一つとして、村内の特定農民の富に着目し御用金を賦課していることがわかる。

未御物成先納金請取之事

合金拾九両三步(ママ) 銀三匁 但江戸文字小判也

右之金子御用ニ付、未御物成先納金被仰付候処、御才覚被成被下、慥請取差上申候所紛無御座候、然上者来ル未十一月中米御年貢ニ而差引、過之分ハ御蔵米を以相場次第、右金高分相渡可申候、為後日仍如件、

元文三年午十二月

名主 伝兵額印

年寄 金左衛門印

源 内殿

前書之通無相違者也、

服部郡平印

川田七郎左衛門印

服部兵助印

(深見 小林博昭氏蔵)

年貢の先納とは、正規の期日以前に年貢を納めることをいうが、この文書は(『資料編』所収)本村における年貢先納に関する上限の文書である。内容は、領主から元文三年(一七三八)に元文四年分の年貢先納を申付けられた際に、必要な金子を源内から借用して調達したというものである。返済は元文四年十一月と定められている。

年貢の先納は、近世中期以降の旗本領においては一般的に行われているが、村にとっては生産物を収穫する以前に金子を調達しなければならないので、より負担の増加となる。

さきに見た元文三年の例では、金子の調達先は村内の源内であったが、必ずしも村内ですべてを調達できるとは限らず、不足分を村外の商人などに依存する場合もでてくる。

借用申御米前金之事

一金貳百両

右者御地頭所御勝手要用并為御取続、御物成米先納金被仰付候処、村々ニ而調達仕兼候に付、貴殿江達而無心申入、借用申処実正也、返済之儀者、当午御物成ヲ以十一月晦日限、当地之内何へなり共御勝手之河岸迄積送り、急度返済可申候、勿

論米八時相場ヲ以売払、右之借入金壹両ニ付、壹ヶ月ニ銀壹匁宛利足ヲ加、元り共差引勘定ニ被成候、(以下略)

寛政十年年三月

深見 金井 境野 田沢 鹿嶋

大口弥平次殿

(深見 小林博昭氏蔵)

この文書は、年貢先納金として申付けられた金二百両の調達ができないために、知行地村々が連名で江戸の札差である大口屋弥平次から金子を借用した際の証文である。村の金銭調達能力を超えて商人などから金子を借用するようになると、村にとっては一層負担が増大する結果となる。この時に借用した金二百両は返済が滞り、六年後の文化元年(一八〇四)七月には、大口屋弥平次が知行地六ヶ村を相手取り元利共金二四二両一分の返済を求める訴訟を起こしている。この結果は、今後一〇ヶ年賦で知行地六ヶ村が返済をすることで内済となり、同年八月に吟味取下げを評定所に願い出ている。

ここで先納金の問題にふたたび戻る前に、この外の領主による金子調達手段を見ておきたい。

天明八年(一七八八)三月には未開発の林地などを開発するように申し付けた文書がある。

## 覚

草柳原並木之内

一畑貳町六反五畝貳拾歩

但古畑

草柳原

一林地壹町九畝貳拾七歩

内八反程天明四卯年 改発

同 断

一林地壹町七反八畝六歩

久保向

一林地 四拾六間

近年改発

貳拾六間

同 所

一林地 貳拾八間

近年改発

貳拾六間

一御蔵屋敷跡 七畝六歩

古畑

宮之上

一茶畑跡 壹反九歩 同断

上七ヶ所其方兩人役儀相勤候内御預ケ被 仰付候間、開残候林跡 不残改発可致候、勿論大切ニ心附可被申候、右畑林畝歩間数等之 相違茂可有之哉、追而相改可相渡候、以上、

天明八<sub>甲</sub>年三月

千 田 善 歳<sup>印</sup>  
牛久保五郎左衛門<sup>印</sup>

相州深見村

名主 源 内殿

御用向立合役

組頭 佐右衛門殿

(深見 小林博昭氏蔵)

この文書によると、七ヶ所の林地・古畑を二人の村役人に預けた上で開発させている。この開発の結果を知る資料はないが、開発の主要な目的はわずかな年貢増加を期待するものではなく、新畑を下げ渡すことによって得られる上納金ではないかと考えられる。

また、文化五年(一八〇八)九月には、村内諏訪山続きの地頭林の一部を立木と共に百姓に売払っている。文化九年(一八一二)十一月にも村内宮下にある御蔵屋敷跡を冥加金を上納させることにより百姓に下げ渡している例<sup>(8)</sup>が見られる。

もちろん駿府町奉行など幕府の公金貸付機関からの借入金も行われており、文化元年十二月には領主が貸付金返済に差支えたため深見村への金子調達を申し付けている。<sup>(9)</sup>

小規模な開発や地頭林の払下げなど、これらはいずれも消極的な手段による金子調達策であり、旗本財政の窮乏を打開する上での抜本的な対策とは成り得ないことは明らかである。

それでは、年貢先納がいかなる状態になったときに、知行地の村村にとって危機的問題となるのであろうか。

言うまでもなく、年貢の納入というものは一年分の年貢をまとめて一度に納入するのではなく、夏成金・秋成金として季節ごとに納入する以外に、特に旗本領の場合は月割金として一月ごとに納入するという事例もよく見られる。月割上納の場合、本村の年貢皆済目録を見ると、決済日以前に納めた金子に対しては、決済日までの日数によって何がしかの利息を領主が負担していることがわかる。つまり、月割上納体制は、一種の年貢先納の恒常化ともいえる。

年貢の先納分が幕末に近づくにしたがって増加する傾向は一般的に見られることであるが、この先納金あるいは御用金の増加が、年貢決算時の皆済目録の収支上に影響を与えて実納高が割付高を上まわり、年貢の過納を引きおこしはじめた場合は一つの問題となろう。

ただし当年度内過納分が、次年度決算時に年貢からの引分として精算され得る程度の金額であり、また実際に次年度で精算が行われた場合はさほど問題とはならない。

しかし先納分の精算が行われなくなった場合に、村にとっては重大な問題となる。つまり村側にとっては実質的な収奪の強化として機能するからである。具体的に本村の事例に戻って検討してみよう。資料は天明七年から弘化元年までの年貢皆済目録である。

天明八年(一七八八)の年貢皆済目録の「納訳」を見ると、田畑を合せた納入予定金額は金九四両三分・銀一三匁三分八厘のうち、年度末の決算以前に金九〇両・銀二匁を夏成・秋成などとして納入しており、決算の時に残金四両三分・銀三一匁三分八厘を納入している。この納入内訳の項目中で一部に「先納金」との記載が認められるが、これはすべて同年度内の先納であり、返済も滞っていない。この傾向は寛政五年(一七九三)まで続く。

寛政六年(一七九四)になると、年貢過納分金一六両・銭八五文が次年度精算されず未返済のまま借上げとなり、これが後に検討する長期返済滞分の最初のものとなる。同七年(一七九五)の年貢過納分金五二両三分・銭一貫一三三文と同八年(一七九六)の金四三両一分・銭六四文は、それぞれ次年度において返済している。続いて同九年(一七九七)には金五三両二分二朱・銭九〇文の過納分がふたたび未返済となる。さらに五年後の享和二年(一八〇二)になると、過納金一五両一分二朱・銭四五二文が次年度精算されずに借上げとなり、同三年(一八〇三)にも金二四

両・錢二一八文が同じく借上げとなり、これ以降は過納金の未返済分が増加していく。

また同じ享和三年には、四ヵ年賦返済を条件として本村より上納した法事入用金四両が未返済となり、これが村に割り付けられた御用金の内で返済が滞った最初の例となる。これ以降は、年貢過納金の場合と同様に未返済分の増加を見ることになる。

年貢収納の実態を概観して、享保期前後における旗本の村内有力農民への財政的依存と、寛政・享和期以降にみられる年貢過納金・御用金等の増加傾向などを指摘した。年貢先納金や御用金賦課などの総額を明らかにすることは資料的に困難であるが、従来から多く見られた領主の勝手賄に関するものの他に、幕末になるとその社会情勢を反映した新たな御用金などの賦課も見られるようになる。

たとえば嘉永六年(一八五三)には黒船来航にかかる武器調達金、安政三年(一八五六)には安政大地震によって全壊した地頭屋敷の再建費用、元治元年(一八六四)の天狗党追討のための野州出陣軍用金などがあげられる。

それでは、年貢過納金・御用金などの未返済分はどの程度の金額になるのだろうか。またその処理はどのようにして行われたのであろうか。次にこのことについて検討しておきたい。

#### 四．返済滞金とその処理

幸いにして返済滞金の額を知ることができる資料が二冊残されている。文書の表題は「御年貢皆済目録表過納金・御用金井高割金等書上帳」というもので、天保八年(一八三七)正月と文久二年(一八六二)正月にそれぞれ作成されたものである。(『資料編』所収)

天保八年作成の帳簿の内容は、天保七年以前には年貢皆済目録の末尾に毎年書き連ねていた年貢過納金や御用金などの返済滞分を、以後は皆済目録に記載することを省略してこの帳簿に一括してまとめたものである。文久二年作成の帳簿は、前帳簿に続いて天保八年から文久元年までの返済滞分をまとめたものである。

表 - 6 年貢過納金返済滞分

年 月	金 額			備 考
	金	銭	銀	
	両 分 朱	文	匁分厘	
寛政 6	16	85		内 6両返済
9	53 22	90		
享和 2	15 12	452		内30両返済
3	24	32		
文化 5	44 02	31		
7	71 1	758		
8	15 3	825		
11	39 1	605		
12	9 22	694		
天保8~12	119		13 38	
合 計	408 00	3572	13 38	内36両返済

・天保8年正月、文久2年正月「御年貢皆済目録表過納金・御用金・高割金等書上帳」より作成。(深見 小林博昭氏蔵)

表 - 6は、この二帳簿をもとにして文久二年正月現在の年貢過納金の返済滞分を年代順に整理・集計したものである。これによると、年貢過納金返済滞分の総計は、金四〇八両・銀一三匁三分八厘・銭三貫五七二文から返済分金三六両を差引いた金三七二両・銀一三匁三分八厘・銭三貫五七二文となっている。

一方御用金・高割金の返済滞分五七匁の総計は、前に記した享和三年七月の法事入用金四両を上限として、金五六〇両二分・銀六三匁九分一厘・銭七二五文である。

これらを合計すると、坂本氏の全負債額は金九三二両二分・銀七七匁二分九厘・銭四貫二九七文にのぼる。ただしこの額は深見村分のみであり、上州・常州の全所領を含めた総負債額はおそらく数千両におよぶものと思われる。

それでは文久二年正月現在の年貢過納金・御用金等の返済滞分の合計金九三二両余は、最終的にどのような処理が行われたのであろうか。

年貢過納金一〇口と御用金等四口については、慶応四年二月に小林源内他四名から地頭所役人へ宛てた次の文書(『資料編』所収)によって最終的な処理を知ることができる。

### 過納金被下地江御振向之事

寛政六寅年目録表過納

一金拾兩 但卯 已迄御下ケ金引残全過納  
鏝八拾五文

寛政九巳年目録表過納

一金五拾三兩貳分貳朱  
鏝九拾文

内金貳拾四兩貳分者 小前取立金引  
残金貳拾九兩貳朱 全過納

(中 略)

為金三百七兩 錢拾貫文替  
鏝六百六拾四文

内金(不記) 当金御下ケ被成下  
置侯分引

金(不記) 切捨

残金貳百兩也 左之地所江御振向

寛政六寅年御証文

一大野林地

新畑四町壹反三畝八歩 被下地  
但馬療治場引残

上之通過納金有之侯所御下金難相成、依而者先年被下置侯書面之 地所へ御振向ケニ被 仰付承知奉畏侯、然上者右地所弥以御構無之、勝手次第可為旨被 仰聞難有仕合奉存侯、依之村役人加印御請書奉差上侯処相違無御座侯、以上、

慶応四辰年二月

御知行所

相州高座郡深見村

元名主

当 人 小林瀨内

(以下略)

(深見 小林博昭氏蔵)

金三〇七両余の処理についての内訳は、このうちいくらを現金で決済し、いくらを切り捨て、残りの金二〇〇両で大野林地新畑四町壱反三畝八歩を払下げることにして終わっている。

しかしこの大野林地新畑は、すでに七四年前の寛政六年(一七九四)三月に金三〇両で源内家に払下げられたものであり、年貢永も壱反に付いて永二八文取と決定されている。つまり以前の代金にさらに金二〇〇両を上乗せすることによって形式的な決着をつけているのである。

前述したように、返済滞分の合計は文久二年正月現在で金九三二両余であった。そこから慶応四年二月に返済した金三〇七両余を差引いても、さらに金六二五両余の滞金があることになる。文久二年正月から慶応四年二月までの六年間にすべてが返済されているとは考えにくいし、実際にそれを示す資料も見い出せない。おそらく相当な金額が返済未了分として残されたものと推定されるが、詳細については今のところ明らかにすることができない。

## おわりに

これまで年貢割付状と年貢皆済目録を中心にして、年貢収納の実態と、財政窮乏にともなう領主の新たな金銭調達手段、さらに本村に対する返済滞金の処理などについて見てきたが、雑駁(ざっぱく)な事実の提示に終始した感がある。

本稿では旗本財政の具体的な内容や、家政改革の実態などについて正面から取り上げることはせずに、もっぱら深見村一村に限定して検討を進めてきた。その結果本村の場合、先納金・御用金などとして賦課された金額のうちの返済未了額は、通常一年間に年貢として収納される金額の約七～八倍に達しており、財政上は破綻ともいえるほどの状況であることが明らかになった。

また、ここでは年貢負担者である農民の土地所有状況や階層構成、農間余業の実態など、村落内部の諸問題に対する分析を行う余裕がなかった。その他にも年貢先納金や御用金の調達に介在する村役人や商人の問題、旗本の小領主としての性格を規定する知行権の問題など、検討を要するテーマは山積している。更に本市内は幕末のごく一時期を除いてすべて旗本知行地であるため、旗本及び知行地の諸問題を究明することが、近世における本市の姿を知る上で不可欠の条件となる。こ

これらの点については今後の課題として努力したい。よろしく御指導・御批判をお願いする次第である。

#### 注.

1. たとえば本庄栄治郎『近世封建社会の研究』(昭和三年)、野村兼太郎『徳川封建社会の研究』(昭和十六年)などがある。
2. 他に鈴木寿「徳川幕臣団の知行形態」(『史学雑誌』七一 - 二)など。
3. 川村優「旗本石河氏の財政再建策」(『九十九里史学』二)、山口徹「幕末期における旗本財政」(『社会経済史学』二八 - 二)などがある。なお最近の新たな研究方向を示すものとしては、神崎彰利「相模国の旗本領」(『神奈川県史研究』三三)、同「天正 - 寛永期における両総の知行割」(『千葉県の歴史』一二)などがある。
4. 深見村と東金井村の二例について、表 - 1の数値を年貢割付状の数値と照合した結果が一致したので、米・金の各欄の数値はそれぞれ田畑の年貢高に相当すると考えられる。
5. 年貢割付状の所蔵者は、宝暦二年から安永四年までのものが市内深見 青木利光氏、安永八年から天明四年までのものが同 小林博昭氏の両氏である。年貢皆済目録はすべて小林博昭氏所蔵である。
6. 天保四年十二月には、田方不作のため小作米半減を要求する深見村両給の百姓が村内諏訪社に集合し、まさに決起直前までに至るという事件が起きている。「差上申一札之事」(深見 中丸 要氏蔵 『資料編』所収)
7. 小林源内家の経営規模・内容などについては、現在のところ不明である。なお同家は天明七年より深見村名主に就任する。
8. 文化五年九月「御伺」(深見 小林博昭氏蔵)  
文化九年十一月「乍恐以書付奉願上候」(右 同)をはじめとして、文化年間だけで同種文書が七通ほど確認できる。
9. 文化元年十二月十八日「覚」(右 同 『資料編』所収)

#### 覚

此度、御貸付金返上方差支候=付、(中略)村役人共所持之地所相渡シ候而成り共、右之金子調達いたし候様=申付候(以下略)。